

# 山梨県公報

第四百六十九号

より、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

令和六年五月九日  
木曜日

## 目次

- 告示
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託……………一六七
- 包括外部監査契約の締結……………一六七
- 救急病院等の認定……………一六七
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………一六七
- 指定納付受託者の指定……………一六七
- 落札者の決定について……………一六八
- 基本測量の終了(三件)……………一六八

## 公示

### 山梨県告示第百二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

### 山梨県告示第百二十五号

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 公益財団法人山梨県国際交流協会  
山梨県甲府市朝氣一丁目二番二号  
二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出 山梨県外国人地域生活サポート  
センター設置事業に係るサポートへの活動費  
三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和六年四月一日  
四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

### 山梨県告示第百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県知事 長崎幸太郎

一 指定する区域 大月市大月二丁目字下原九十一番八  
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基  
準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン

ン、一・二ーゼクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに  
ふつ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の  
種類 ふつ素及びその化合物

### 山梨県告示第百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百三十一条の二の三第一項の規定に  
より、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 SBペイメントサービス株式会社 東  
京都港区海岸一丁目七番一号

二 指定納付受託者を指定した日 令和六年四月一日

三 指定納付受託者に納入させる歳入 やまなしきらしねつと電子申請システムを利用  
して納付する手数料

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類  
1 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(一) VISA

(二) MasterCard

(三) JCB

(四) Diners Club  
(五) American Express

(二) PayPay

五 指定納付受託者に納付させる期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日ま  
で

### 公 告

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二千二年三月三十日ジュネーブ  
で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四  
年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日  
本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものであ

る。

令和六年五月九日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 中澤一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス庁舎清掃管理業務委託  
(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県立産業技術短期大学校  
(二) 所在地 南エリア・山梨県甲州市塩山上於曾千三百八番地

三 落札者を決定した日 令和六年三月二十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所  
(一) 名称 関東トータルサービス有限会社  
(二) 住所 山梨県甲府市国玉町九百九十六番地二号

五 落札金額 千二百八十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六第一項の規定に  
よる公告を行つた日 令和六年二月八日

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の  
長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知を受けたので、同条第三項の規定  
により公示する。

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の  
長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知を受けたので、同条第三項の規定  
により公示する。

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影）

二 測量の地域 山梨県甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町

三 測量の期間 令和五年十月二十三日から令和六年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年五月九日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 測量の種類 基本測量（電子基準点測量及び機動観測）

二 測量の地域 山梨県甲府市、富士吉田市、山梨市、大月市、韋崎市、北杜市、笛吹市、南巨摩郡身延町及び南部町、南都留郡道志村及び富士河口湖町並びに北都留郡小菅村（電子基準点測量）並びに富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（機動観測）

三 測量の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番